



米地協だより

発行
令和7年3月27日
米沢地区地下水
利用対策協議会

災害時の地下水利用について

昨年1月の能登半島地震では大規模な断水が長期化し、飲料水や生活用水の確保が困難になる事態が起きました。米沢市では被災地に職員を派遣し、給水活動を行ってきましたが、水道復旧までのライフラインとして、地下水は非常に有用で大切な資源です。

能登半島地震では、災害時に井戸水を使う計画が事前に作られています。地下水は温度が一定のため、トイレ、洗濯、風呂、掃除など生活用水として様々な活用が可能です。水道管の老朽化もあり、今後ますます災害時の地下水利用の体制づくりが求められます。

米沢市において大規模な災害が発生した場合、応急対策として生活用水の確保を図るため、米沢市と米沢地区地下水利用対策協議会は会員所有の地下水を供給する体制について協定を締結しています。

協定に登録している井戸を持つ会員は災害時に市または協議会から地下水の供給要請があつた場合、地下水の供給にご協力いただくなこととしており、供給井戸の水質検査を行っていない場合、3年毎に協議会負担で水質検査を行っています。

現在は28の井戸が災害時協力井戸として登録されており、随時募集をしています。ご協力いただける会員の方はぜひ事務局までご連絡をお願いします。



応急給水作業の様子



道路被害の様子



米沢地区地下水利用対策協議会
会長 柴崎 秀之

ごあいさつ

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。また、平素は本協議会事業につきまして格別のご理解とご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

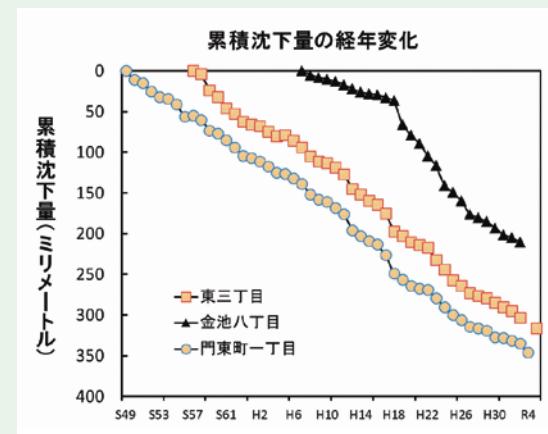
本協議会は、地下水の適正利用の啓発活動、量水器・降雪センサー・地下水涵養設備・電力量計の設置補助事業など、様々な事業を実施してまいりました。

地下水は共有の財産であり、一人一人が適切に利用することによつて守られる大切な資源であります。次の世代に豊かな地下水を残すため、本協議会では引き続き地下水の適正利用と水源の保全について啓発活動を推進してまいります。

今後とも、本協議会の事業にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、「あいさつ」といたします。

会長挨拶

市内の地盤沈下状況について



※観測開始年度を0として、現在までの地盤沈下量

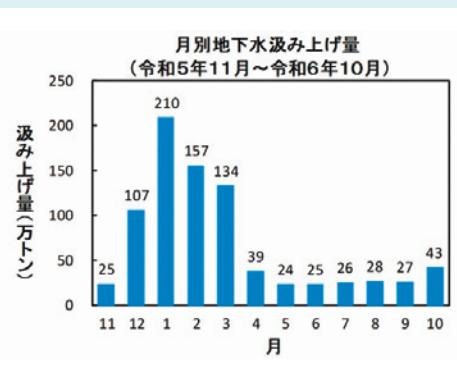
本市では、昭和42年頃から市街地の一部地域で著しい地盤沈下が起こりコンクリートに亀裂が入るなどの被害が発生したため、昭和49年から市内各所で地盤沈下の調査を行っています。近年は顕著な被害こそありませんが、累積沈下量の経年変化を見ると現在も少しづつ地盤沈下は進行しています。

地盤沈下は、過剰な地下水の汲み上げによって地下水位が低下し、軟弱な粘土層が収縮することで生じると考えられている現象です。沈下が進むと建物の土台やブロック塀に亀裂が入ったり、側溝の水が正常に流れなくなったりします。しかも、一度沈下すると回復はほぼ不可能です。できる限りの節水にご協力いただきますようお願いします。

市内の地盤沈下状況について

地下水利用の工夫について

降雪センサー



- ①融雪剤・凍結防止剤を撒く
- 雪が積もる前にとかすことで地下水の使用を抑えることができます。塩化ナトリウムや塩化マグネシウム、塩化カルシウムが一般的です。ただし、車の錆びや植物の塩害に注意が必要です。
- ②降雪センサーを設置する
- 降雪状況に応じてこまめに運転と停止を行うので、必要のないときの地下水の使用を抑えることができます。本協議会では設置補助事業を行っていますのでぜひご活用ください。



米沢市の地下水の利用の約70%が融雪で使用されています。融雪で使う地下水の量を少なくすることで地盤沈下のリスクを下げるにつながります。地下水の使用量を少なくする方法は以下のものが考えられます。

地下水利用の工夫について

変更の届出をお願いします

井戸の廃止や事業所の移転、代表者の変更がある場合は届出が必要となっておりますので、事務局へご連絡ください。なお、届出の用紙は米沢市ホームページでダウンロード可能です。



事務局連絡先

- 発行年月日：令和7年3月27日 ■発行者：米沢地区地下水利用対策協議会
 ■事務局：米沢市金池5丁目2番25号（米沢市役所市民環境部環境課内）
 ■電話：0238-22-5111（内線3306）